

前回指摘事項について

環境基準健康項目及び要監視項目の見直しに当たっての基本的考え方
(第1回資料6に、下線部を追加)

1. 検討対象項目

(1) 検討対象項目の範囲

今回の検討は、以下の項目を対象とする。

環境基準項目(26項目)。

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として定められた「要監視項目」(22項目)。

WHO飲料水水質ガイドライン対象物質であって現在改訂が進められている物質。ただし、我が国で登録されていない農薬など汚染の可能性がないものについては検討の対象としない。

ゴルフ場農薬として指導の対象とされたもの

その他必要と認められるもの

具体的には、 の環境基準項目については、現行の基準値の改定の必要性等について、 の要監視項目については、環境基準項目に位置づける必要性及び指針値の改定の必要性について、また、 及び については、環境基準項目又は要監視項目に位置づける必要性及びその際の基準値又は指針値について、検討を行うこととする。

なお、平成13年12月にゴルフ場暫定指導指針対象農薬に追加された農薬((殺虫剤)エトフェンプロックス、チオジカルブ、(殺菌剤)アゾキシストロピン、イミノクタジン酢酸塩、プロピコナゾール、ホセチルポリカーバメート、(除草剤)シデュロン、ハロスルフロメチル、フラザスルフロン)については、現在、都道府県においてゴルフ場排水調査が実施されている。

他方、前述の殺虫剤及び殺菌剤についてはゴルフ場以外でも使用が認められているため、今後、環境中の検出状況に関するデータを収集した上で、基準項目等への追加の必要性を検討することとする。

(2) 環境基準項目及び要監視項目の選定の考え方

基本的な考え方

環境基準項目については、平成5年の中央公害対策審議会答申に示された考え方を踏まえ、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」を選定する。

また、要監視項目については、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、モニタリング等の対象とすべき物質を選定する。

選定のポイント

検討対象項目のうちから、毒性情報等の知見に基づき得られる人の健康の保護の観点からの基準値及び指針値を勘案し、我が国における水環境中での検出状況、生産・使用等の実態等を踏まえ、選定することとする。

2. 環境基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

基準値及び指針値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況をもとに検討を行う。

飲料水経路の影響については、WHO等が飲料水の水質ガイドライン設定に当たって広く採用している方法をもとに、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮する。

なお、特に乳幼児期において特定の化学物質に対するリスクが大きいと判断できる場合には、乳幼児の飲料水消費量に基づいて指針値を検討する等、必要な検討を行う。

また、水質汚濁に由来する食品経路の影響についても、現時点で得られている魚介類への濃縮性に関する知見を考慮して設定する。

なお、要監視項目として既に指針値が定められている項目については、上記の考え方に基づき指針値が設定されていることに鑑み、我が国や国際機関等において新たな評価が行われている場合に限り、これらを考慮したうえで、環境基準値ないし指針値の見直しを行うこととする。

3. 適用に当たっての考え方

人の健康の保護に関する環境基準については、広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいと考えられること、また、地下水と公共用水域は一体として一つの水循環系を構成していることから、これまでどおり河川、湖沼、海域、地下水を問わずすべての水域に適用することを基本とする。

(参考) 検出状況等に関する考え方について

検出率及び検出濃度の双方を考慮するものとする。ただし、考慮においては、自然的要因及び特異値等について配慮する。

なお、

環境基準項目及び要監視項目に関する現在の報告下限値は、基準値及び指針値の10%までを求めていること

現行の要監視項目の中では、毒性についての定量的評価を確立するには十分な試験結果がない状況で指針値を示すことは不相当との判断から指針値を削除したものがあり、これらについては指針値の10%といったメルクマールを設定することは困難であること。

等について考慮する必要がある。

(1) 環境基準項目

環境基準項目は、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、また、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」であることから、基準値に近いレベルになる蓋然性があるものとする。

具体的には、以下を基本とする。

常時監視等の測定結果において、基準値を超える地点があるもの

かつ、

常時監視等の測定結果において、基準値の10%値を超える地点の検出率が数%のレベルであること。ただし、基準値として「検出されないこと」とされているものについては、基準値の10%値を設定できないことから、この限りではない。

(2) 要監視項目

要監視項目については、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、モニタリングの対象を選定するものであることから、指針値に近くなる可能性が乏しいものを除き、幅広く選定するものとする。

具体的には、測定結果において、指針値の10%値を超える地点があることを基本とする。